

# 神戸合同法律事務所

〒 650-0044  
神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号  
神戸ハーバーランドセンタービル 10F  
TEL : 078-371-0171  
FAX : 078-371-0175  
<http://www.kobegodo.jp>



## 労働事件(解雇、損害賠償請求、残業代請求等)について

労働事件とひとことと言っても、違法解雇、セクハラ・パワハラによる損害賠償請求、残業代請求等さまざまな種類の事件があります。それぞれの事件によって闘い方も変わってきますが、大事なのは「会社や上司の命令だから従うしかない、諦めるしかない」なんてことはない！ということです。当法律事務所では、労働事件の経験が豊富な弁護士が多く在籍しています。納得いかない！ということが少しでもあれば、まずは当法律事務所にご相談下さい。

### (1) 社長から突然「明日から会社に来なくていい」と言われた…

まずは、社長の発言が単なる勢いでの発言なのか(もちろん、これもパワハラにあたる可能性があります)、会社としての正式な解雇処分にあたるのかを確認する必要があります。たとえ社長であっても、正式な解雇処分を何らの根拠なしに行うことはできません。解雇処分だというのなら、会社の就業規則に定められた普通解雇や懲戒解雇処分における解雇事由の、どれにあたるのかを書面で明らかにするよう、求めるのです。ここで大事なのは、いくら社長や上司に迫られたとしても、自分で退職願を書いてはいけない、ということです。退職願を書いてしまうと、社員が自分で辞めたという推定が働き、今度は退職願を強要されたということをごちらが証明しなければならなくなってしまうからです。

また、解雇処分にあたっては会社が処分の決定にあたって慎重な手続を踏んだか、特に懲戒解雇処分の場合には対象社員に弁明の機会を与えたかが重要となります。今回のように、社長から突然「明日から会社に来なくていい」などといわれた場合には、この慎重な手続が取られていないことがほとんどです。解雇事由が認められない場合、また慎重な手続が取られていない場合には、会社による解雇処分は違法であり、無効であるということになります。

このような場合に当法律事務所がお手伝いできることとしては、①まずは代理人として会社と交渉、②会社に対して地位確認請求の労働審判申立、③会社に対して地位確認請求の訴訟提起があります。いずれの場合も、職場復帰や金銭解決など、いろいろな解決の方向を探ることとなります。

### (2) 上司のセクハラ・パワハラに困っています…

近年、セクハラ・パワハラに関する相談が増えています。使用者には、従業員がセクハラ



・パワハラに遭わないように配慮して、職場環境を整える義務があります。そこで、セクハラ・パワハラの被害に遭った場合には、会社がこのような義務に違反したとして、会社に対して損害賠償を請求することができます。

ただ、ここで大事なのは、相手が行為を否定した場合に備えて、何としても証拠を残すことです。当法律事務所にご相談に来られたケースでも、証拠が全くないために残念ながら請求ができない、というものが多く見られます。証拠としてはやはり、録音・録画が一番です。録音・録画にあたっては、会社や上司の承諾を得る必要はありません。録音や録画が難しい場合には、上司などからされたことや言われたことを、毎日日記などに詳細に残しておくだけでも、一定の証拠となることがあります。まずは当法律事務所にご相談下さい。

### (3)うちは残業代は出ないんです…

労働基準法では、1日8時間、週40時間を超える時間外労働(残業)があった場合には、使用者は従業員に対して、通常の時間給に加えて、25%分の割増賃金を支払わなければならないと定められています(変形労働時間制や裁量労働制、管理監督者といった特殊な場合の例外はあります)。したがって、「うちでは残業代は出ない」などということは、まずあり得ないと言えます。この時間外手当金等の請求は、請求時から2年間分遡って請求することが可能です。

ここで大事なのは、残業を行ったという証拠を残すことです。職場にタイムカードがあり、残業のときもタイムカードをつけることができているのなら、タイムカードの写しがあればOK。職場にタイムカードがなかったり、残業の時にタイムカードをつけることができない(サービス残業)場合には、毎日の日記などに始業時間と終業時間を記録しておくことが必要となります。

※ 現在、新しい労働法制が議論されており、労働基準法の改正も検討されています。これにより、今後の情勢が変わる可能性もありますが、一般労働者の皆様が一切残業代を請求できなくなるような事態になることはあり得ません。残業代請求についても、是非一度当法律事務所にご相談下さい。

### <神戸合同法律事務所の弁護士たち>



前田 修



高橋 敬



吉井正明



松山秀樹



辰巳裕規



内海陽子



石田真美



吉田維一



増田祐一



今西雄介



大田悠記

以上11名